

一般社団法人適塩・血圧対策推進協会 会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人適塩・血圧対策推進協会（以下「当協会」という）における会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 協会の目的に賛同し、協会の活動を支援する者を会員とする。会員は下記4種とする。また個人会員、及び法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (01) 個人会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- (02) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体
- (03) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方自治体団体及び地方自治体関係機関
- (04) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(義務)

第3条 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は第5条に定める。ただし、特別会員については会費の納入を要しない。
- 3 会員は、この規程のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程・細則等を遵守しなければならない。
- 4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へ届け出なければならない。
- 5 会員が、この規程のほか、法令、定款及びその他の規程・細則等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(入会申込)

第4条 入会しようとする者は、協会の定める入会申込書を協会に提出し、入会承認後、入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金は第5条に定める。

(入会金・会費)

第5条 当協会の会員は、以下の通り入会金及び会費を納めなければならない。

会員種別	入会金	会費（年額）
個人会員	—	9,600円
法人会員	A会員 20,000円 B会員 50,000円	4/1 付けの従業員の規模別会費 (A1) 30人未満 15,000円 (A2) 30人以上100人未満 27,000円 (B1) 100人以上1,000人未満 36,000円 (B2) 1,000人以上 49,200円
特別会員	—	—
賛助会員	—	100,000円/1口（1口以上から）

(平成30年5月10日変更)

- 2 当法人の会費は7月1日から翌年6月30日までの年度会費制とし、原則として、当協会の請求に基づき前納一括納付するものとする。入会金及び会費は、入会承認後2ヶ月以内に年会費の全額を本協会の指定口座に納入しなければならない。
- 3 年度の途中で入会した会員が納付する初年度の会費の額は、第1項にかかわらず年度の残期間に対する月割りとする。
(平成30年4月9日変更)
- 4 2年目以降の会費の納入は、各年度の6月末までに納入するものとする。
- 5 入会金及び会費は、理事会での審議の上、増減額することができる。

(有効期間)

第6条 本規程に基づく会員契約期間は、初年度は入会日から納めた年会費の決算期間の期末までとする。以後は毎年度7月1日より翌年6月30日までを会員期間とし、1年ごとの更新とする。退会の申し出がない限り自動更新とする。

(会費等の返還)

第7条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金及び会費は一切返還しないものとする。

(退会)

第8条 退会を希望するものは、当協会指定の退会届に必要事項を記入し、協会宛に届け出ることによって退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後においてもその支払い義務を免れないものとする。

(除名)

第9条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の議決により会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 一般会員が第5条の会費の支払を4ヶ月以上遅延したとき
- (4) 総社員が同意したとき
- (5) 死亡、又は会員である法人又は団体が解散したとき
- (6) 除名されたとき

(再入会)

第11条 第10条第1号により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めるときは、再入会が認められる。

(平成30年5月10日変更)

- 2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(規則の変更又は廃止)

第12条 本規則の変更又は廃止は、理事会の議決を要するものとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から実施する。

附 則 (平成30年4月9日変更)

この規則は、平成30年4月9日より実施する。

附 則（平成30年5月10日変更）

この規則は、平成30年5月10日より実施する。